



発行 東京都

目次

告示

- 令和二年度非常勤職員の第一種報酬の額……………一
- ……………（戦略政策情報推進本部戦略事業部総務課）…二
- 東京都福祉住宅の廃止……………三
- ……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…三
- 都営住宅の廃止……………四
- 都営住宅の使用料の変更……………四
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………七
- 特定都営住宅の廃止……………七
- 都営改良住宅の廃止……………七
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………八
- ……………（同）……………八
- 東京都特定公共賃貸住宅の廃止……………九
- 都営住宅の駐車場の廃止……………九
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………九
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………九
- ……………（同）……………九
- 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………九

告示（教）

○技能教育施設の廃止……………九

告示（公）

○教習指導員審査の実施……………一〇

公告

○東京体育館の休館日の変更……………（オリンピック）…二

○ク・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課……………二

○駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………（同）…二

○駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………（同）…二

○駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………（同）…二

○東京武道館の休館日の変更……………（同）…三

○東京武道館の開場時間の変更……………（同）…三

○東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………（同）…三

○東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………（同）…三

○有明テニスの森公園テニス施設の休館日……………（同）…三

○若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更……………（同）…三

○武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更……………（同）…三

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………（東京都収用委員会）…四

告示

●東京都告示第千五百三十四号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和二年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
戦略政策情報推進本部	デジタルシフト推進専門員	時間額	1,800円

附則

この告示は、令和三年一月一日から施行する。

●東京都告示第千五百三十五号

次の東京都福祉住宅を廃止したので、東京都福祉住宅条例施行規則(昭和三十五年東京都規則第八十六号)第一条第一項の規定により告示する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第千五百三十六号  
 次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。  
 令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
王子母子アパート (8号棟)	北区王子本町二丁目十九番	中層耐火 二一・六平方メートル	二五戸

名称	位置	構造及び規模	戸数
亀戸七丁目アパート (4、5号棟)	江東区亀戸七丁目五十五番	中層耐火 三三・四平方メートル	一一八戸
亀戸七丁目アパート (6、7号棟)	同右	同右 三六・七平方メートル	一〇〇戸
浜田山四丁目アパート (21号棟)	杉並区浜田山四丁目十番	同右 三五・三平方メートル	一六戸
同右	同右	同右 五七・一平方メートル	九戸
同右	同右	同右 六二・三平方メートル	同右
王子本町アパート (13号棟)	北区王子本町三丁目一番	同右 三七・三平方メートル	三〇戸
王子本町アパート (14号棟)	北区王子本町三丁目四番	同右 同右	二〇戸
王子アパート (6号棟)	北区王子本町二丁目十九番	同右 四六・六平方メートル	二三戸
王子アパート (7号棟)	北区王子本町二丁目十二番	同右 同右	一六戸
同右	同右	同右 六二・八平方メートル	四戸
上十条アパート (1号棟)	北区上十条一丁目五番	同右 三一・九平方メートル	三〇戸
上十条アパート (2号棟)	同右	同右 三七・〇平方メートル	四〇戸

上十条アパート (5号棟)	北区上十条一丁目七番	同右	三四・八平方メートル	同右
------------------	------------	----	------------	----

西新井第3アパート (1, 3号棟)	足立区西新井本町三丁目四番	同右	三七・三平方メートル	七〇戸
-----------------------	---------------	----	------------	-----

多摩ニュータウン諏訪団地 (4-1-1, 4-1-1-3号棟)	多摩市諏訪四丁目一番地	同右	三六・四平方メートル	八〇戸
------------------------------------	-------------	----	------------	-----

多摩ニュータウン諏訪団地 (4-1-1-2号棟)	同右	同右	三七・七平方メートル	五〇戸
-----------------------------	----	----	------------	-----

多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-1-6号棟)	多摩市諏訪五丁目二番地	同右	三六・四平方メートル	三二戸
-----------------------------	-------------	----	------------	-----

●東京都告示第千五百三十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
 条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の  
 ように変更し、令和三年一月一日から実施するので、同条  
 第三項の規定により告示する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート（16号棟）		新宿区戸山2-16	38.8	1	32,400	65,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアアパート（31号棟）		新宿区戸山2-31	38.3	1	32,000	66,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート（3号棟）		新宿区戸山2-3	41.0	1	34,600	79,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート（18号棟）		新宿区戸山2-18	36.3	1	30,600	70,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート（35号棟）		新宿区戸山2-35	40.1	2	34,200	73,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート（28号棟）		新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	70,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアアパート（11号棟）		新宿区戸山2-11	40.3	1	35,000	76,500
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート（1号棟）		新宿区戸山3-18	37.3	1	32,900	66,400
一般都営	高層耐火	根岸五丁目アパート（11号棟）		台東区根岸5-18	34.3	1	27,100	40,400
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート（36号棟）		墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	46,200
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート（1号棟）		墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	59,900
一般都営	高層耐火	白鰐東アパート（8号棟）		墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	64,900
一般都営	高層耐火	白鰐東アパート（4号棟）		墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	66,000
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（2号棟）		墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	73,200
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート（1号棟）		墨田区八広5-10	55.9	1	40,200	74,300
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート（13号棟）		江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	41,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（6号棟）		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,400
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（8号棟）		江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（1号棟）		江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	38,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（2号棟）		江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	46,300
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート（7号棟）		江東区南砂1-1	42.2	1	33,800	49,100
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（4号棟）		江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	81,100
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート（2号棟）		江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	67,200
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（60号棟）		品川区八潮5-10	59.6	1	52,500	97,000
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート（3号棟）		大田区西糀谷2-26	39.0	1	32,000	52,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（2号棟）		大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	83,400
一般都営	中層耐火	南島山六丁目アパート（1号棟）		世田谷区南島山6-32	55.9	1	47,000	95,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（3号棟）		世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,200	73,800
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（5号棟）		世田谷区喜多見2-10	51.0	1	40,300	67,400
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート（11号棟）		渋谷区笹塚2-38	36.7	1	30,900	74,800
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（54-1号棟）		渋谷区幡ヶ谷2-54	38.7	1	33,200	52,500
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート（3号棟）		中野区南台2-29	41.5	1	31,000	52,400

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート（2号棟）		中野区本町5-8	36.4	1	27,000	62,600
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート（19号棟）		杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,000	44,300
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート（7号棟）		北区浮間1-5	48.1	2	38,600	66,300
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート（7号棟）		北区浮間1-5	48.1	2	38,800	62,900
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート（3号棟）		北区浮間1-9	48.1	1	38,900	69,400
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート（1号棟）		北区滝野川3-65	33.4	1	25,600	44,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（10号棟）		北区滝野川3-66	37.3	1	29,500	56,500
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート（11号棟）		北区滝野川3-69	39.0	1	30,400	51,300
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（8号棟）		北区赤羽西5-4	39.0	1	29,900	48,300
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（11号棟）		北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	46,300
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート（1号棟）		荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	52,900
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート（11号棟）		板橋区新河岸2-10	39.0	1	27,800	35,400
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート（12号棟）		板橋区新河岸2-10	39.0	1	28,000	38,000
一般都営	中層耐火	程生町アパート（2号棟）		板橋区程生町24-2	42.3	1	31,700	52,300
一般都営	中層耐火	若木一丁目アパート（12号棟）		板橋区若木1-11	51.0	1	39,600	75,900
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（1号棟）		板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,100	70,400
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（8号棟）		練馬区北町6-8	47.5	1	37,100	74,800
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート（4号棟）		練馬区北町8-30	55.9	1	44,100	87,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート（3号棟）		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	48,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート（7号棟）		練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	48,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート（18号棟）		練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート（39号棟）		練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート（42号棟）		練馬区石神井町1-1	37.0	2	26,700	50,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート（47号棟）		練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	47,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート（16号棟）		練馬区南田中5-25	25.2	1	18,200	34,500
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート（12号棟）		練馬区高野台1-1	41.7	1	31,100	69,800
一般都営	中層耐火	西俣木間三丁目第2アパート（3号棟）		足立区西俣木間3-17	48.1	2	34,600	56,300
一般都営	中層耐火	俣木間第5アパート（21号棟）		足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	39,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート（16号棟）		足立区竹の塚7-16	33.4	1	22,700	37,800
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（3号棟）		足立区千住元町34	33.6	1	23,400	31,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（4号棟）		足立区千住元町34	33.6	1	23,100	31,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（6号棟）		足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,600

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(12号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(13号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,600
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)		足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	44,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(16号棟)		足立区花畑8-5	36.4	2	24,200	36,300
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(2号棟)		足立区舎人6-11	42.3	1	29,500	40,100
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(3号棟)		足立区舎人6-12	42.3	1	29,500	40,100
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(4号棟)		足立区舎人6-12	42.3	1	29,500	40,100
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(3号棟)		足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	66,900
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)		葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	68,900
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(11号棟)		葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,300	58,200
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート(1号棟)		葛飾区奥戸1-12	59.6	1	45,000	80,000
一般都営	中層耐火	白鳥三丁目アパート(1号棟)		葛飾区白鳥3-2	59.6	1	45,000	84,500
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)		葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,100	61,600
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート(2号棟)		葛飾区亀有1-3	59.6	1	45,000	84,800
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(2号棟)		葛飾区西水元5-4	61.3	1	43,900	74,900
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(14号棟)		江戸川区西瑞江4-25	59.6	1	46,400	69,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	47,800
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート(1号棟)		江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	67,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-3号棟)		八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	42,800
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(55号棟)		立川市富士見町6-65	52.4	1	28,600	53,300
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(59号棟)		立川市富士見町6-69	42.3	1	23,400	43,100
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(9号棟)		三鷹市上連雀9-26	62.1	1	45,900	95,600
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(1号棟)		三鷹市上連雀7-19	36.4	1	25,600	51,800
一般都営	中層耐火	野崎アパート(3号棟)		三鷹市野崎2-2	51.0	1	35,900	64,400
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(2号棟)		府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,000	88,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)		調布市国領町3-8	45.1	2	25,100	55,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)		調布市国領町8-1	51.2	1	30,500	75,500
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(3号棟)		調布市富士見町4-6	62.1	1	37,700	87,200
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート(2号棟)		調布市富士見町4-14	62.1	1	37,700	87,800
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(2号棟)		調布市下石原1-15	48.1	1	28,700	68,400
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート(3号棟)		調布市若葉町2-4	51.0	1	32,100	81,600
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(7号棟)		町田市金森7-19	60.2	1	34,300	66,500

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(9号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	31,400	60,600
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(8号棟)		町田市山崎町840	60.9	1	32,100	57,000
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(2号棟)		町田市忠生4-12	55.9	1	30,300	57,000
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート(1号棟)		小金井市東町3-9	62.1	1	39,500	94,900
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート(4号棟)		小金井市東町3-10	55.9	1	35,500	85,300
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(1号棟)		日野市新井842	35.7	1	15,900	31,800
一般都営	高層耐火	東村山栄町三丁目アパート(1号棟)		東村山市栄町3-14	61.5	1	42,400	94,600
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(3号棟)		東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,200	79,800
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(4号棟)		東村山市萩山町2-13	62.1	1	37,300	80,900
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)		西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	70,100
一般都営	中層耐火	田無谷戸町二丁目アパート(1号棟)		西東京市谷戸町2-12	55.8	1	37,300	85,300
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(4号棟)		西東京市北原町2-12	62.1	1	38,900	87,000
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(5号棟)		西東京市北原町2-12	60.5	1	37,900	84,700
一般都営	中層耐火	田無向台町四丁目アパート(5号棟)		西東京市向台町4-10	51.0	1	29,300	66,700
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(14号棟)		西東京市田無町7-8	48.1	1	28,800	60,500
一般都営	中層耐火	田無向台四丁目第2アパート(2号棟)		西東京市向台町4-16	48.1	1	28,900	62,000
一般都営	中層耐火	東伏見二丁目第2アパート(9号棟)		西東京市東伏見2-10	61.5	1	43,400	92,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(5号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート(12号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(20号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	松山二丁目アパート(1号棟)		清瀬市松山2-17	51.0	1	30,400	65,200
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(20号棟)		清瀬市松山3-14	56.8	1	32,700	67,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-5号棟)		多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-3号棟)		多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,500

<p>●東京都告示第千五百三十八号 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第</p>	<p>三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、</p>	<p>同条例第三条第三項の規定により告示する。 令和二年十二月二十八日 東京都知事 小池 百合子</p>
<p>西保木間二丁目アパート （3号棟）</p> <p>足立区西保木間二丁目五番</p> <p>高層耐火</p> <p>三四・六平方メートル</p> <p>五六戸</p>	<p>構造及び規模</p> <p>戸数</p>	<p>収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）</p> <p>二八、一〇〇円</p> <p>七二、五〇〇円</p>
<p>●東京都告示第千五百三十九号 次の特定都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例</p>	<p>（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。 令和二年十二月二十八日</p>	<p>東京都知事 小池 百合子</p>
<p>大山西町アパート （6号棟）</p> <p>板橋区大山西町二十一番</p> <p>中層耐火</p> <p>四二・三平方メートル</p> <p>一二戸</p>	<p>構造及び規模</p> <p>戸数</p>	<p>東京都知事 小池 百合子</p>
<p>●東京都告示第千五百四十号 次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例</p>	<p>（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。 令和二年十二月二十八日</p>	<p>東京都知事 小池 百合子</p>
<p>亀戸七丁目アパート （5号棟）</p> <p>江東区亀戸七丁目五十五番</p> <p>中層耐火</p> <p>三三・四平方メートル</p> <p>五戸</p>	<p>構造及び規模</p> <p>戸数</p>	<p>東京都知事 小池 百合子</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>

●東京都告示第千五百四十一号

東京都管住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和三年一月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート(1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,400
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	高層耐火	白鬚東アパート(17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	3	45,700
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート(5号棟)	江東区東陽1-39	36.6	1	29,800
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(10号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(14号棟)	江東区南砂5-24	33.4	2	26,000
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(10号棟)	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,500
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(26号棟)	杉並区阿佐谷北3-33	35.1	1	25,800
改良	中層耐火	田無本町七丁目アパート(17号棟)	西東京市田無町7-11	48.1	1	28,800
再開発	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300

●東京都告示第千五百四十二号  
次の特定公共賃貸住宅を廃止したので、東京都特定公共

賃貸住宅条例（平成五年東京都条例第六十五号）第三条第三項の規定により告示する。  
令和二年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位置  
浜田山四丁目アパート  
(21号棟) 杉並区浜田山四丁目十番

構造及び規模 戸数  
中層耐火 六二・三平方メートル 一戸

●東京都告示第千五百四十三号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。  
令和二年十二月二十八日

名 称 位置  
浜田山四丁目アパート 杉並区浜田山四丁目一〇区画  
駐車場 十番

●東京都告示第千五百四十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。  
令和二年十二月二十八日

名 称 位置  
野毛一丁目アパート駐 世田谷区野毛一丁目一八区画  
車場 二十四番

規 則 (教)

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和二年十二月二十八日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十一号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則

名 称 位置  
昭島朝日町四丁目アパ 昭島市朝日町四丁目九九区画  
ト駐車場 五番ほか

東京都知事 小 池 百合子

円」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第二十八条関係）

区 市 町 村	調整割合
千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区及び豊島区	百分の四十
江東区、中野区、杉並区及び荒川区	百分の三十
墨田区、大田区、北区、板橋区及び武蔵野市	百分の二十
練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、三鷹市、調布市、小金井市、国立市及び狛江市	百分の十

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第五十三号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定に基づき、指定技能教育施設の廃止の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年十二月二十八日  
東京都教育委員会

一 廃止の届出があった指定技能教育施設の名称及び所在地

〒海浜幕張区高砂第2区（東京港区）

東京臨海副都心区東豊田一丁目一棟十二号

二 廃止年月日

令和三年三月三十一日

### 告 示（公）

#### ●東京都公安委員会告示第392号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月28日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

#### 1 審査の種類

普通自動車免許教習指導員審査

#### 2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

#### 3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能

#### (2) 教習に関する知識

ア 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識

イ 自動車教習所に関する法令についての知識  
ウ 教習指導員として必要な教育についての知識

#### 4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者  
5 審査の日時及び場所

#### (1) 日時

令和3年2月1日（月曜日）から同月5日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

#### (2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

#### 6 申請手続

#### (1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

#### (2) 受付日時

令和3年1月14日（木曜日）及び同月15日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

#### (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）

#### (4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年1月4日（月曜日）から配布する。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

#### 7 審査手数料

11,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第

2 1の項備考3に規定する額を減額する。

#### 8 携行品及び服装

#### (1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

#### (2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

#### 9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264

公 告

東京体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の休館日を次のように変更する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ、サブアリーナ、屋内プール、研修室、トレーニングルーム及び健康体力相談室

開館 令和三年一月三日、同月十八日、同年二月十五日及び同年三月十五日

休館 令和三年一月十三日、同年二月八日、同月九日及び同年三月八日から同月十日まで

(二) 陸上競技場

開館 令和三年三月十五日

休館 令和三年一月四日から同月十七日まで、同月十九日から同月三十一日まで、同年二月一日から同月十四日まで、同月十六日から同月二十八日まで及び同年三月八日から同月十日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

令和三年一月四日、同月六日、同月七日、同月十二日、同月十八日、同年二月一日、同月八日、同月十五日、同月二十二日及び同月二十九日

(二) 第一球技場、テニスコート、軟式野球場及び硬式野球場

令和三年一月四日、同月十八日、同年二月一日、同月十五日、同年三月一日及び同月十五日

(三) 第二球技場

令和三年三月十五日

(四) 補助競技場

令和三年一月四日、同月十八日、同年二月一日、同月二日、同月十五日、同年三月一日、同月十五日及び同月十六日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

開館 令和三年一月二日及び同月三日  
休館 令和三年一月二十五日

(二) 体育館

休館 令和三年一月四日、同月十四日、同月十五日、同月二十五日、同月二十八日、同年二月一日、同月四日、同月十二日、同月十九日、同月二十五日、同月二十六日及び同年三月一日

(三) 屋内球技場

開館 令和三年一月三日

休館 令和三年一月四日及び同年三月一日

(四) トレーニングルーム及び弓道場

開館 令和三年一月三日

休館 令和三年三月一日

(五) 第一球技場、テニスコート、軟式野球場及び硬式野球場

開館 令和三年一月三日

(六) 第二球技場

開館 令和三年一月三日

休館 令和三年一月四日から同年三月十二日まで

(七) 補助競技場

開館 令和三年一月二日及び同月三日

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) 体育館

ア 令和三年一月十三日、同月二十七日及び同年二月二十四日  
午前九時から午後一時まで

イ 令和三年一月二十二日、同年二月十三日及び同月十八日  
午前九時から午後五時まで

ウ 令和三年二月二日及び同月二十二日  
午後一時から午後九時まで

エ 令和三年二月五日  
午後五時から午後九時まで

(二) 補助競技場

ア 令和三年一月二日  
午前八時三十分から午後四時四十五分まで

イ 令和三年一月十九日、同年二月十六日及び同年三月

月二日

午後五時から午後九時まで

(二) テニスコート

令和三年一月十二日、同月二十五日、同年二月八日、同月二十二日、同年三月八日及び同月二十二日  
午後零時三十分から午後四時三十分まで

(四) 軟式野球場

ア 令和三年一月三日から同年三月三十一日までの一日(四)イの期日を除く開館日  
午前十時三十分から午後四時三十分

イ 令和三年一月十二日、同月二十五日、同年二月八日、同月二十二日、同年三月八日、同月二十二日及び同月二十九日

午前十時三十分から午後零時三十分まで

(五) 硬式野球場

令和三年一月十二日、同月二十五日、同年二月八日、同月二十二日、同年三月八日及び同月二十二日  
午後零時三十分から午後四時三十分まで

(六) トレーニングルーム

ア 令和三年一月一日から同年三月三十一日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日  
午前九時から午後九時三十分まで

イ 令和三年一月一日から同年三月三十一日までの一日(六)アの期日を除く開館日

午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため

東京武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

開館 令和三年一月十八日

休館 令和三年一月二十五日及び同月二十六日

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の開場時間を次のように変更する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

令和三年一月一日から同年三月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

<p>三 開場時間 午前九時から午後十時まで</p> <p>四 理由 使用者の利便性の向上のため</p> <p>東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について 東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和二年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 令和三年一月一日から同年三月三十一日までの日曜日</p>	<p>三 開場時間 及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>二 開場時間 午前九時から午後十時まで</p> <p>三 理由 使用者の利便性の向上のため</p> <p>有明テニスの森公園テニス施設の休館日について 東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の施設を次のように休館する。</p> <p>令和二年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名及び期日 インドアコート及び会議室</p> <p>令和三年一月二十二日</p> <p>二 理由 施設設備の整備及び保守点検のため</p>	<p>開館 令和三年二月二十三日 休館 令和三年二月二十四日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。</p> <p>武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について 東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日を次のように変更する。</p> <p>令和二年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名及び期日 （一）メインアリーナ、サブアリーナ、会議室及び多目的スペース 開館 令和三年一月二日、同月三日、同月十八日、同年二月十五日及び同年三月十五日 休館 令和三年一月二十七日、同年二月二十四日及び同年三月十七日 （二）屋内プール及びトレーニングルーム 開館 令和三年一月十八日、同年二月十五日及び同年三月十五日 休館 令和三年一月二十七日、同年二月二十四日及び同年三月十七日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。</p>
<p>東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について 東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和二年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 令和三年一月一日から同年三月三十一日までの日曜日</p>	<p>若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について 東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和二年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日</p>	<p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の施設を次のように休館する。</p> <p>令和二年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名及び期日 インドアコート及び会議室</p> <p>令和三年一月二十二日</p> <p>二 理由 施設設備の整備及び保守点検のため</p>
<p>若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について 東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和二年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日</p>	<p>武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について 東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日を次のように変更する。</p> <p>令和二年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名及び期日 （一）メインアリーナ、サブアリーナ、会議室及び多目的スペース 開館 令和三年一月二日、同月三日、同月十八日、同年二月十五日及び同年三月十五日 休館 令和三年一月二十七日、同年二月二十四日及び同年三月十七日 （二）屋内プール及びトレーニングルーム 開館 令和三年一月十八日、同年二月十五日及び同年三月十五日 休館 令和三年一月二十七日、同年二月二十四日及び同年三月十七日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。</p>	<p>武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について 東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日を次のように変更する。</p> <p>令和二年十二月二十八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名及び期日 （一）メインアリーナ、サブアリーナ、会議室及び多目的スペース 開館 令和三年一月二日、同月三日、同月十八日、同年二月十五日及び同年三月十五日 休館 令和三年一月二十七日、同年二月二十四日及び同年三月十七日 （二）屋内プール及びトレーニングルーム 開館 令和三年一月十八日、同年二月十五日及び同年三月十五日 休館 令和三年一月二十七日、同年二月二十四日及び同年三月十七日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。</p>

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和2年12月28日

東京都収用委員会

会長 加々美 光子

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東村山都市計画道路事業3・3・8号府中所沢線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和2年12月18日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都東村山市本町二丁目	21番47	宅地	1.91 m <sup>2</sup>	1.91 m <sup>2</sup>	1.91 m <sup>2</sup>	片岡淳 (持分 3536747400分の160622850)	東京都東村山市本町二丁目21番地3ファーストステージ東村山305	独立行政法人住宅金融支援機構	東京都文京区後楽一丁目4番10号	抵当権 平成10年9月21日受付第44244号	

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 五〇円

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



この用紙は、再生紙の3割をリサイクルしています。